

第 8 5 号議案

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

高齢者会館の名称を改めるとともに、集会室の使用に係る単位時間、使用料の額等を改める必要がある。

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

中野区立高齢者会館条例（昭和５３年中野区条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中野区立健幸プラザ条例

第１条第１項中「中野区立高齢者会館（以下「会館」を「中野区立健幸プラザ（以下「健幸プラザ」に改め、同条第２項中「会館」を「健幸プラザ」に、「地域住民の」を「地域住民との」に改める。

第２条中「会館」を「健幸プラザ」に改める。

第４条第１項中「会館」を「健幸プラザ」に改め、同条第３項中「付す」を「付する」に改める。

第５条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第２号中「みだし」を「乱し」に改め、同条第３号中「会館」を「健幸プラザ」に改める。

第６条中「、会館」を「、健幸プラザ」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第３号中「会館」を「健幸プラザ」に改める。

別表第１名称の欄を次のように改める。

名称
中野区立健幸プラザ南部
中野区立健幸プラザしんやまの家
中野区立健幸プラザ本一
中野区立健幸プラザ東部
中野区立健幸プラザ昭和
中野区立健幸プラザ東中野いこいの家
中野区立健幸プラザ上高田二丁目公園

中野区立健幸プラザみどり館上高田
中野区立健幸プラザ沼袋
中野区立健幸プラザ野方
中野区立健幸プラザ東山
中野区立健幸プラザ鷺六
中野区立健幸プラザ白鷺
中野区立健幸プラザ若宮 いこいの家
中野区立健幸プラザ若宮
中野区立健幸プラザ鷺宮

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条関係）

健幸プラザ 名	集会室名	使用料			
		単位時間			
		午前９時から 正午まで	午後０時３０ 分から午後３ 時３０分まで	午後４時から 午後６時まで	午後６時３０ 分から午後１ ０時まで
中野区立健 幸プラザ南 部	集会室１	３００円	３００円	２００円	４００円
	集会室２	４００円	４００円	３００円	５００円
中野区立健 幸プラザし んやまの家	集会室１	２００円	２００円	１００円	４００円
	集会室２	３００円	３００円	２００円	３００円
	集会室３	７００円	７００円	６００円	１，１００円
中野区立健 幸プラザ本 一	集会室１	６００円	６００円	４００円	８００円
	集会室２	４００円	４００円	３００円	５００円
	集会室３	４００円	４００円	３００円	５００円

中野区立健 幸プラザ東 部	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	5 0 0 円	5 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
	集会室 3	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 4	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 5	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
中野区立健 幸プラザ昭 和	集会室 1	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	集会室 2	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	集会室 3	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
中野区立健 幸プラザ東 中野いこい の家	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	7 0 0 円	7 0 0 円	6 0 0 円	1, 1 0 0 円
	調理室	5 0 0 円	5 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
中野区立健 幸プラザ上 高田二丁目 公園	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	3 0 0 円	3 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	集会室 3	3 0 0 円	3 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
中野区立健 幸プラザみ どり館上高 田	集会室 1	3 0 0 円	3 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	集会室 2	3 0 0 円	3 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	集会室 3	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 4	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	調理室	2 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	2 0 0 円
中野区立健 幸プラザ沼 袋	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 3	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	8 0 0 円	1, 4 0 0 円
中野区立健 幸プラザ野 方	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	5 0 0 円	5 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円

中野区立健 幸プラザ東 山	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	3 0 0 円	3 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
	集会室 3	5 0 0 円	5 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
	調理室	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円	3 0 0 円
中野区立健 幸プラザ鷺 六	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
中野区立健 幸プラザ白 鷺	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	5 0 0 円	5 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
	集会室 3	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円
中野区立健 幸プラザ若 宮いこいの 家	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	5 0 0 円	5 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
中野区立健 幸プラザ若 宮	集会室 1	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円
	集会室 2	7 0 0 円	7 0 0 円	5 0 0 円	9 0 0 円
中野区立健 幸プラザ鷺 宮	集会室 1	6 0 0 円	6 0 0 円	4 0 0 円	8 0 0 円
	集会室 2	4 0 0 円	4 0 0 円	3 0 0 円	5 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の中野区立健幸プラザ条例（以下「新条例」

という。) 別表第 2 に掲げる集会室の施行日以後の使用に係る新条例第 4 条の規定による使用の承認、新条例第 5 条の規定による使用の不承認、新条例第 6 条の規定による使用の制限等、新条例第 7 条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に新条例別表第 2 に掲げる集会室について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の使用料については、同表の規定を適用した額とする。